

令和3年度 第9回

## 江田島市農業委員会議事録

江田島市農業委員会

令和3年度第9回江田島市農業委員会議事録

日 時	令和3年12月23日(木) 14:00~14:55	場 所	わくわくセンター 2階農業研修室
出席委員	2 清水 正子 3 山田 隆見 4 下河内 昭博 5 川尻 一行 7 中福 留美 8 久保田 守 9 小原 正清		
欠席委員	1 村上 浩司 6 田中 正彦		
出席者 総 数	出席委員 7名 欠席委員 2名		
事 務 局 職 員	事務局長 藤田 幸広 書 記 兼平 美樹 書 記 佐山 靖裕 書 記 久保 彰裕		
傍 聴 者	向井 敏治 農地利用最適化推進委員		
議 事 録 署名委員	5番 川尻 一行 7番 中福 留美		
提出議題	議事  諸報告  議案第35号 農地法第3条の規定による許可申請について 議案第36号 農地法第4条の規定による許可申請について 議案第37号 農地法第5条の規定による許可申請について 議案第38号 空き家付き農地指定登録申請について 議案第39号 農用地利用集積計画の決定について  協議事項		

## 1 開 会

事務局長 定刻になりましたので、只今から令和3年度第9回江田島市農業委員会総会を開会いたします。本日の総会は、1番の村上委員、6番の田中委員が欠席と伺っており、出席者数は9名中、欠席者2名で農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定による出席委員が過半数を超えていますので、本総会は成立することを御報告いたします。また、議事録作成のため、本会議を録音しますことをお知らせします。

それでは、最初に会長が御挨拶申し上げます。

議 長 皆様、お疲れ様でございます。年の瀬も迫ってまいりまして、忙しい中ですが、今日もよろしくお願ひします。

事務局長 ありがとうございます。これからの議事進行は、江田島市農業委員会会議規則第4条の規定により、会長が議長となりますので、小原会長よろしくお願ひします。

## 2 議事録署名者の指名について

議 長 それでは、日程第2の議事録署名者の指名ですが、本日の議事録署名者につきましては5番の川尻委員と7番の中福委員を指名させていただきます。なお、書記に藤田事務局長、兼平、佐山、久保の4名を指名いたします。

## 3 諸 報 告

議 長 それでは、日程第3の諸報告です。事務局の方から何かございますか。

兼平書記 研修会開催要領の資料を御覧ください。令和4年2月8日に行われる、農業委員・農地利用最適化推進委員の研修会をお知らせします。

続きまして本日審議する事案について説明します。

1つ目は、農地法第3条、第4条、第5条の許可申請について。

2つ目は、空き家付き農地指定登録申請について。

3つ目は、農用地利用集積計画の決定についてです。以上です。

議 長 日程第4の議案第35号農地法第3条の規定による許可申請について事務局から説明してもらいます。

兼平書記 議案第35号、農地法第3条の規定による許可申請について。農地法第3条の規定により、次のとおり許可申請があったので、農業委員会の議決を求める。

令和3年12月23日提出、江田島市農業委員会会長 小原 正清。

番号1、譲渡人、A、住所、広島市南区。

譲受人、B、住所、能美町高田。

所在地、能美町高田字●●の2筆、合計面積は669㎡。

申請理由は有償譲渡で、譲渡人は「帰郷の予定が無いので、譲受人の向かいにあった実家を解体し、畑に地目変更して隣接の畑と一緒に有償で譲り渡す。」

譲受人は「自宅の周囲で色々な農作物を栽培しており、当該地の譲渡について合意が得られたため譲り受ける。」

議案第35号、受付番号1番、農地法第3条の権利移動の制限について、特に問題は見受けられません。以上、御審議をお願いします。

議長 久保田委員、お願いします。

久保田委員 譲渡人、譲受人ともよく知っており、許可については何ら問題ありません。現地確認写真で分かる畑の段の下側に家があるのですが、3年前の豪雨の影響で石垣が崩れていました。下の家は空き家ですが、全所有者のAさんに石垣を直して欲しいという旨を言っていました。待って欲しいという回答で現在に至っていました。今回、所有するBさんに石垣のことを聞くと、崩れていることは知っていたが、石垣の修理代金を払わされることまでは知らず、当該地を所有する購入金額より、かなり高額なので嘆いていました。許可に当たっては何ら問題ありません。

議長 他に質問等ございますか。

委員 無しの声あり。

議長 採決に入ります。許可することに賛成の方の挙手を求めます。

委員 全員挙手。

議長 全会一致で許可とします。事務局は、次をお願いします。

兼平書記 番号2、譲渡人、C、住所、能美町高田。

譲受人、B、住所、能美町高田。

所在地、能美町高田字●●の2筆、合計面積は599㎡。

申請理由は有償譲渡で、譲渡人は「当該地の譲渡について所有権移転の要件が整ったので、許可申請を行う。」

譲受人は「平成26年に当該地を購入するとともに、所有権の仮登記を行い耕作していた。今回、所有権移転の要件が整ったので許可申請を行う。」

議案第35号、受付番号2番、農地法第3条の権利移動の制限について、特に問題は見受けられません。以上、御審議をお願いします。

議長 久保田委員、お願いします。

久保田委員	許可については、何ら問題ありませんが、事務局に1つ質問があります。この農地は何の問題があって仮登記をされていたのでしょうか。
佐山書記	所有する農地が下限面積の1,000㎡未満であったため、所有権移転の本登記ができませんでした。
久保田委員	下限面積が足りない場合のテクニックですね。今回は、先程の1番の農地と今回の2番の農地を合わせて1,000㎡になるということで、要件が整い今回の許可申請となった訳ですね。この案件についても、問題ありません。
議長	他に御質問等ございませんか。
委員	無しの声あり。
議長	採決に入ります。賛成の方の挙手を求めます。
委員	全員挙手。
議長	全会一致で許可とさせていただきます。事務局は、次をお願いします。
兼平書記	番号3、譲渡人、D、住所、江田島町津久茂●丁目。 譲受人、E、住所、江田島町津久茂●丁目。 所在地、江田島町津久茂●丁目 外7筆、合計面積は3,973㎡。 申請理由は無償譲渡で、譲渡人は「高齢のため全ての不動産を同居する三男に生前贈与する。」 譲受人は「父親が高齢のため譲渡人の同意の基に全ての不動産を譲り受ける。」 議案第35号、受付番号3番、農地法第3条の権利移動の制限について、特に問題は見受けられません。以上、御審議をお願いします。
議長	山田委員、お願いします。
山田委員	今、事務局が説明したとおり、現所有者の農地は、非常に綺麗に管理されており、親子間の贈与で何の問題もありません。
議長	他に質問等ございますか。
委員	無しの声あり。
議長	採決に入ります。賛成の方の挙手を求めます。
委員	全員挙手。

議 長	全会一致で許可とします。事務局は、次をお願いします。
兼平書記	番号 4、譲渡人、F、住所、広島市南区〇〇〇。 譲受人、G、住所、江田島町宮ノ原●丁目。 所在地、江田島町宮ノ原●丁目の 1 筆、面積は 985 m <sup>2</sup> 。 申請理由は有償譲渡で、譲渡人は「市外在住で適正な管理が困難なため、譲受人の希望により有償で譲り渡す。」 譲受人は「自己所有の農地と隣接しているため、一体管理が可能であり営農の規模拡大のため有償で譲り受ける。」 議案第 35 号、受付番号 4 番、農地法第 3 条の権利移動の制限について、特に問題は見受けられません。以上、御審議をお願いします。
議 長	この案件は、私の方から御説明をお願いします。この農地は、私が推進委員になってから殆ど作付けは、されておりません。しかし、管理だけは綺麗にされておるような畑でございます。今後は、隣に農地を所有されている方が管理されるということで、何の問題もありません。何か質問等ございませんか。
委 員	無しの声あり。
議 長	採決に入ります。賛成の方の挙手を求めます。
委 員	全員挙手。
議 長	全会一致で許可とします。事務局は、次をお願いします。
兼平書記	番号 5、譲渡人、持ち分 1/2、H、持ち分 1/2、I、住所、広島市西区〇〇〇。 譲受人、J、住所、沖美町岡大王。 所在地、大柿町大原字●●● 外 3 筆、合計面積は 2,697 m <sup>2</sup> 。 申請理由は有償譲渡で、譲渡人は「江田島市に所有している不動産と一緒に有償で譲り渡す。」 譲受人は「譲渡人の希望により有償で譲り受ける。」 議案第 35 号、受付番号 5 番、農地法第 3 条の権利移動の制限について、特に問題はありませぬ。以上、御審議をお願いします。
議 長	中福委員、お願いします。
中福委員	この申請の農地は、沼地であったり竹藪であったりはしますが、譲受人が少しずつできるところから、管理していきたいとのことですから問題は無いと思います。
議 長	他に質問等ございませんか。無いようでしたら、私の方からあります。職業が N P O 法人となっていますが、何をされているのですか。

佐山書記 沖美町の方に移住されており、環境問題等の関係をされているらしいです。現地写真の2枚目に写っている2階建ての家を一緒に購入するそうです。それで、NPO職員と一緒に農作業を行っていくそうです。

議長 怪しい団体では、無いですよ。

佐山書記 別段、問題は無いと思います。何度も市役所の方に来られましたが、気にはなりませんでした。

久保田委員 以前、私がやっている農業塾に広島市から来て農作業をやりましたが、1日で来なくなりました。倉橋の方で□□□の仕事をやっていたと思います。

議長 こんな時代ですから、変な団体が入ってきたら困りますので。他に質問等ございませんか。

委員 無しの声あり。

議長 採決に入ります。賛成の方の挙手を求めます。

委員 全員挙手。

議長 全会一致で許可とします。事務局は、次の説明をお願いします。

兼平書記 番号6、譲渡人、K、住所、兵庫県西宮市。  
譲受人、L、沖美町是長。  
所在地、沖美町是長字●●●の1筆、面積は600㎡。  
申請理由は有償譲渡で、譲渡人は「高齢で農地の適正な管理が困難なため、譲受人の希望により有償で譲渡する。」  
譲受人は「譲渡人の希望により、有償で譲り受ける。」  
議案第35号、受付番号6番、農地法第3条の権利移動の制限について、特に問題は見受けられません。以上、御審議をお願いします。

議長 下河内委員、お願いします。

下河内委員 今、事務局が説明したとおりです。

議長 他に質問等ございませんか。

委員 無しの声あり。

議長 採決に入ります。賛成の方の挙手を求めます。

委員	全員挙手。
議長	全会一致で許可とします。事務局は、次の説明をお願いします。
兼平書記	番号7、譲渡人、M、住所、東広島市〇〇〇。 譲受人、N、住所、広島市安佐北区。 所在地、能美町高田字●●の4筆、合計面積は1,551㎡。 申請理由は無償譲渡で、譲渡人は「長男死亡のため孫である譲受人に、一切の不動産を生前贈与することで合意を得られたので、贈与する。」 譲受人は「譲渡人の希望により譲り受ける。」 議案第35号、受付番号7番、農地法第3条の権利移動の制限について、特に問題は見受けられません。以上、御審議をお願いします。
議長	久保田委員、お願いします。
久保田委員	譲渡人の住所が東広島市〇〇となっているので、高齢のため施設に入っているのだと思います。最近、見かけないと思っていましたが、当該地も耕作放棄地になっており、広島市の〇〇に住んでいる孫にしか贈与できなかったのだと思います。30歳の男の子の孫が何処まで管理するかは、不透明ですが許可には、支障ありません。
議長	他に質問等ございますか。
委員	無しの声あり。
議長	採決に入ります。賛成の方の挙手を求めます。
委員	全員挙手。
議長	全会一致で許可とします。以上で農地法第3条の審議を終わりました。議案第36号、農地法第4条の規定による許可申請について、事務局から説明をお願いします。
兼平書記	議案第36号、農地法第4条の規定による許可申請について。農地法第4条の規定により、次のとおり許可申請があったので、農業委員会の議決を求める。 令和3年12月23日提出。江田島市農業委員会会長 小原 正清。 番号1、申請人、O、住所、沖美町三吉。 所在地、沖美町三吉字●●●の1筆、地目、台帳、畑、現況、宅地、面積は195㎡。 申請人は、「平成8年に母屋を増築した際に農地法の許可申請手続きを失念していた。この度、相続に伴い建物の登記を申請するに当たり農地法許可申請が未了となっていることが判明したため、始末書を添付して申請する。」以上、追

認の案件です。御審議をお願いします。

議長 川尻委員、お願いします。

川尻委員 事務局が説明したとおり間違いありません。

議長 他に質問等ございますか。

委員 無しの声あり。

議長 採決に入ります。賛成の方の挙手を求めます。

委員 全員挙手。

議長 全会一致で許可とします。以上で4条の審議を終わりました。議案第37号の農地法第5条の規定による許可申請について、事務局は説明をお願いします。

兼平書記 議案第37号、農地法第5条の規定による許可申請について。農地法第5条の規定により、次のとおり許可申請があったので、農業委員会の議決を求める。  
令和3年12月23日提出。江田島市農業委員会会長 小原 正清。

番号1、譲渡人、P、住所、広島市東区。

譲受人、Q 代表取締役 R、住所、大阪府中央区〇〇〇。

所在地、江田島町宮ノ原●丁目の1筆、面積は1,003㎡。

申請理由は有償譲渡で、譲渡人は「市外在住で適正な管理が困難なため、譲受人の希望により有償で譲り渡す。」

譲受人は「太陽光発電設備を設置して土地を有効利用する目的で、有償で譲り受ける。」以上、御審議をお願いします。

議長 この案件については、私の方から説明します。この農地がある地域は、旧江田島町の中でも農地が平場で道路に面している条件の良い農地なのですが、耕作放棄地のような状態になっている農地があり、太陽光がどんどんできているような地域です。このような条件の良い農地が、減っていくようなことには色々な思いがありますが、農地を管理するのに行政の力を借りて、優良農地を守っていくようなことができないかと思っています。まあ、今回は許可申請が提出されたことについては、問題ありません。他に御質問等ございませんか。

委員 無しの声あり。

議長 それでは、採決に入ります。本案件に賛成の方の挙手を求めます。

委員 全員挙手。

議 長	全会一致で許可とします。事務局は、次をお願いします。なお、2番から4番までは、関連案件ですので一括をお願いします。
兼平書記	番号2、譲渡人、S、住所、呉市音戸町●●。 譲受人、2番から4番までQ、代表取締役 R 住所、大阪府中央区○○○。 所在地、江田島町津久茂●丁目の1筆、面積は984㎡。 申請理由は有償譲渡で、譲渡人は「市外在住で適正な管理が困難なため、譲受人の希望により有償で譲り渡す。」 譲受人は、2番から4番まで同じ理由で「太陽光発電設備を設置して土地を有効利用する目的で、有償で譲り受ける。」 番号3、譲渡人、T、住所、江田島町幸ノ浦●丁目。 所在地、江田島町津久茂●丁目の1筆、面積は1,358㎡。 申請理由は有償譲渡で、譲渡人は「高齢で適正な管理が困難なため、譲受人の希望により有償で譲り渡す。」 番号4、譲渡人、U、住所、広島市東区○○○。 所在地、江田島町津久茂●丁目の1筆、面積は1,012㎡。 申請理由は有償譲渡で、譲渡人は「市外在住で適正な管理が困難なため、譲受人の希望により有償で譲り渡す。」以上です。なお、2番から4番までの案件は、3,000㎡を超える案件であります。広島県農業会議の常設審議委員会に諮る案件となります。御審議をお願いします。
議 長	2番から4番について山田委員、お願いします。
山田委員	2番の案件については、管理されている農地ですが、3番4番の農地は、雑木が生えており山林の様を呈している状態で、ビニール等のごみが不法投棄されており、土地整備は大変だと思います。農地が荒れてしまいますと、ごみの不法投棄が起きてしまいますので困ることが多いです。今回の農地については、太陽光発電に転用されるということなので、問題は無いと思います。
議 長	他に御質問等ございますか
委 員	無しの声あり。
議 長	採決に入ります。2番から4番につきまして、賛成の方の挙手を求めます。
委 員	全員挙手。
議 長	全会一致で許可相当とします。本案件につきましては、1月18日に常設審議委員会に諮られるということです。結果は、後日連絡してもらえということです。ですので、よろしくをお願いします。それでは、次をお願いします。
兼平書記	議案第38号、空き家付き農地指定登録申請について。農地法第3条第2項第

5号及び江田島市空き家に附属する農地の別段面積設定要領第4条の規定により、次のとおり指定登録申請があったので農業委員会の議決を求める。令和3年12月23日提出。江田島市農業委員会会長 小原 正清。

番号1、申請人住所、広島市中区〇〇〇、氏名、V破産管財人、弁護士 W。  
所在地、能美町中町字●●の1筆、面積は143㎡。

申請理由は「隣接する宅地及び家屋を一体として売却したいが、当該土地の現況が農地であることに加え、下限面積の1,000㎡を下回るため空き家付き農地として申請する」

写真のとおり、空き家と対象農地は隣接する土地であるため問題はありません。以上、御審議をお願いします。

議長 久保田委員、お願いします。

久保田委員 現地の空き家を見て驚きました。写真では分かり難いかもしれませんが、空き家が家の呈を成していません。農地の積極的な流動化には賛成しますが、この案件の廃屋のような家を空き家付き農地としては、認定できないと思います。住むというレベルではなく、廃材を置いている状態だと思いますので、許可は難しいのではないかと思います。

議長 皆様方の意見は、どうでしょうか。

川尻委員 この家は、本当に空き家なのでしょうか。□□□さんが購入して、民宿をしている場所でしょうか。

佐山委員 □□という民宿は、もう少し奥まったところにありまして、別の建物です。

清水委員 二階建ての赤い建物でしょうか。

佐山書記 その赤い建物ではなく、手前に写っていて久保田委員が言われたとおりの、元は家だった物です。

山田委員 この手前の建物は、家ではないですね。

久保田委員 犬も住めないような状態です。場所的には、国道に面しているので良いのですが、斜面なので農地には適していませんね。

佐山書記 何故、申請者がこの物件を空き家付き農地指定登録申請されたのかと言えば、この建物を壊して新築の家を建てるために申請しています。そのときに、隣地の農地と一緒に所有したいために一度、空き家付きに登録して次回、3条申請を行って農地を所有したかったのだと思います。本案件の空き家付き農地の申請が認めなければ、この農地は、このままということになります。

議長 空き家付き農地として建物を見て所有する人の中には、家をリフォームする人もいれば、その家を壊して建て替える人もいますので、空き家付き農地として許可するのも有りだと思います。

川尻委員 その土地に、家を新築するのであれば、一筆、条件を書いてもらって空き家付き農地で許可して、次回、3条申請を待てば良いのではないのでしょうか。

久保田委員 以前、申請後に畑にすると約束してそのままだったという案件を思い出して、条件付きで許可という手法もあるかと思いますが、今回の件については、どうかと思います。

議長 川尻委員のような意見もございますので、皆様方の意見は、どうでしょうか。

委員 採決を取りましょう。

議長 それでは採決に入ります。許可することに賛成の方の挙手を求めます。

委員 挙手無し。

議長 全会一致で不許可とします。事務局は、次をお願いします。

兼平書記 番号2、申請人住所、安芸郡海田町、氏名、X。  
所在地、能美町中町字●●の3筆、合計面積は856㎡。  
申請理由は「隣接する農地及び家屋を一体として売却したいが、当該土地の現況が農地であることに加え、下限面積の1,000㎡を下回るため空き家付き農地として申請する。」  
写真のとおり、空き家と対象農地は隣接する土地であるため問題ありません。  
以上、御審議をお願いします。

議長 久保田委員、お願いします。

久保田委員 こちらの空き家はしっかりとした家で、私が欲しいくらいの物件です。畑は細長く不整形な形ではありますが、空き家付き農地としては良い物件で、問題ありません。

議長 他に御質問等ございませんか。

委員 無しの声あり。

議長 採決に入りたいと思います。賛成の方の挙手を求めます。

委員 全員挙手。

議 長	全会一致で可決されました。空き家付き農地指定登録申請を終わりました、議案第 39 号の農用地利用集積計画の決定について、事務局から説明をお願いします。
兼平書記	議案第 39 号、農用地利用集積計画の決定について。農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項に規定により、江田島市長から江田島市農用地利用集積計画の決定について、依頼があったので農業委員会の議決を求める。令和 3 年 12 月 23 日提出。江田島市農業委員会会長 小原 正清。
	今月は 3 件の申請がありました。
	番号 1、所在地、沖美町是長字●●、面積、599 m <sup>2</sup> 、所有者、広島市南区、Y、権利の種類、所有権、借主、沖美町是長、Z、利用権の種類、賃貸借権、内容、花卉、始期、公告日の翌日、終期、始期から 3 年 10 か月間。
	番号 2、所在地、沖美町是長字●●、面積、48 m <sup>2</sup> 、所有者、広島市南区、Y、権利の種類、所有権、借主、沖美町是長、Z、利用権の種類、賃貸借権、内容、花卉、始期、公告日の翌日、終期、始期から 3 年 10 か月間。
	番号 3、所在地、能美町中町字●●、面積、1,743 m <sup>2</sup> 、所有者、能美町中町、A1、権利の種類、所有権、借主、沖美町是長、Z、利用権の種類、賃貸借権、内容、花卉、始期、公告日の翌日、終期、始期から 10 年間。以上 3 件です。御審議をお願いします。
議 長	何か御質問等ございますか。
久保田委員	契約期間は当事者同士の問題とはいえ、なぜ 3 年 10 か月の賃借期間になったのかを、教えてください。
久保書記	久保田委員の質問について、回答させていただきます。まずは借り手の山村さんについて、簡単に説明させていただきます。Zさんは、市の新規就農研修をこの 12 月に終了される方で、1 月からは、自立して営農されることとなります。今回の農地につきましては、市の職員も協力して交渉などに当たらせていただきました。今回の貸し手のYさんは、次回の農地の契約交渉が、年末に行われるのが嫌だということなので、最後の年を 10 か月として 10 月末に契約終了とさせていただきます。最初の 3 年間は、年間 6 万円を支払い、最後の年の 10 か月は月払いとさせていただきます。
久保田委員	最後の 10 か月間分も 1 年間分の賃料を支払うのですか。
久保書記	1 年間分の賃料をひと月分に割り戻して、10 か月間分を計算します。つまり 5 万円を支払うこととなります。
議 長	久保田委員、よろしいでしょうか。他に御意見ございますか。

川尻委員	花卉とありますが、具体的には、何を耕作するのですか。
久保書記	山村さんは、トルコギキョウの研修を受けられましたので、トルコギキョウを耕作します。
川尻委員	独立して1年目で、いきなりたくさん農地を借りて、独身で採算も取れるのでしょうか。農地の賃料も少し高額な気がして、自分が借りるなら高いような気がしますね。できるなら1年目の新人なので、賃料が下がれば、少しでも楽なような気がします。
久保書記	この研修の事業に関しましても、県の職員や県の西部農業指導所の方からも営農計画に当たって、御協力をいただいておりますから大丈夫だと思います。
下河内委員	ビニールハウス付きの農地なので、少し高額かもしれませんが、だいたい相場だとは思いますが。
議長	川尻委員の相談を受けるように、お願いしましょう。他に意見はありますか。
委員	無しの声あり。
議長	それでは採決に入ります。計画の決定について賛成の方の挙手を求めます。
委員	全員挙手。
議長	ありがとうございます。全会一致で本計画を決定いたします。以上で農用地利用集積計画の決定を終わります。日程第5の協議事項に移りますが、事務局は何かありますか
佐山書記	農地調査と並行して調査いただいた非農地と判断をして、苦情が届いた案件の結果となります。大柿町が圧倒的に多くなっておりますが、この表に記載されています非農地を農地に戻すものとなります。164人の所有者、383筆、合計地積、257、276.93㎡について、農地台帳へ復活させることとなりますので、農業委員の皆様方から承認をいただきたいと思っております。
議長	非農地から農地に戻すのですか。
佐山書記	はい、そうです。
議長	そういうことですので、皆様方には記載されている農地について、各担当地区の農地を重点的に確認しておいてください。よろしく申し上げます。
佐山書記	ありがとうございました。

事務局長

10月28日に開催しました第7回農業委員会総会において、基本構想（案）を提出させていただきました。このことについて農業委員会会長から、体裁及び目標について根本的な見直しが必要であるとの意見を受け、修正等に時間を要するため、次のとおりスケジュールを変更しまして、作業を進めるものでございます。

資料に記載しましたとおり2月下旬頃に再調整しまして、2月下旬～3月下旬に関係機関、農業委員会、農協に意見を求めて回答をいただき、4月下旬頃までには県との協議を済ませて、5月下旬頃の報告とさせていただきたいと思っております。また、時期がきましたら皆様方、農業委員会の方に示させていただきますので、その時は、よろしく申し上げます。

議長

皆様方から、何か意見はございますか。無いようであれば、これにて今回の総会を閉会させていただきます。ありがとうございました。